

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年6月5日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成23年10月20日 午後4時頃 高山市久々野町無数河580番地1（久々野支所駐車場）		
	事故の概要	駐車場を進行中の公用車と左方向から進行してきた車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (フロントバンパー等)	
	被害総額・市の過失割合	—	106,523円・100分の30	
	賠償金	—	31,957円	
	内 訳	保険金	—	31,957円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成24年5月14日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成24年2月23日 午前10時30分頃 高山市上宝町在家1868番地（本郷保育園駐車場）		
	事故の概要	園舎からの落雪による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (フロントガラス等)	
	被害総額・市の過失割合	—	91,623円・100分の100	
	賠償金	—	91,623円	
	内 訳	保険金	—	91,623円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成24年5月14日 地方自治法第180条第1項			